平成２４年（フ）第１９６９号
名古屋市西区中小田井２丁目441番地　第２坂井マンション201号、従前の住所愛知県津島市松原町40番地
破産者　内山　益孝
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４２号
名古屋市西区中小田井２丁目441番地　第２坂井マンション201号、従前の住所愛知県津島市松原町40番地
破産者　内山　臨晴
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
神戸市灘区灘南通３丁目３番14号　サンパレス六甲南501号、開始決定時の住所京都府舞鶴市字森295番地13
破産者　山下　晃弘
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３７号
鳥取県東伯郡北栄町大島894番地
破産者　福木喜美恵
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第３９９号
宮城県黒川郡富谷町富谷字西沢94番地１　町営西沢住宅25号棟
破産者　川名由紀江
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１１号
福島市上浜町３番41号　上浜プラザマンション502
破産者　菅野　重夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０５号
横浜市西区平沼１丁目７番18号　篠崎ビル202号
破産者　鶴田　康夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３号
新潟県長岡市千場２丁目７番４号　ともい荘３号室
破産者　若木　順二
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
新潟県上越市板倉区吉増263番地、住民票上の住所長野県上水内郡信濃町大字柏原244番地９
破産者　渡邉　正純
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第２０２号
愛知県豊橋市忠興２丁目10番地４　403、開始決定時の住所愛知県豊橋市中岩田５丁目１番地の９
破産者　浅井　孝壽
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２９０号
愛知県豊橋市草間町字東郷23番地
破産者　内藤　貴行
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第９３号
滋賀県近江八幡市日吉野町613番地４、前住所京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐104号
破産者　前山　武彦
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第２２号
兵庫県淡路市生穂1836番地８、前住所兵庫県淡路市志筑新島10番地16
破産者　北門　浩成
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６０号
鳥取県鳥取市富安２丁目92番地３
破産者　豊田　健一
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
愛媛県松山市福音寺町319番地１　フォブール福音寺202号
破産者　金子　麻由
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８号
大分県杵築市大字熊野2644番地８、開始決定時の住所大分市坂ノ市中央５丁目13番11号
破産者　姫野　政雄
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係